

2014年5月16日
丸紅株式会社

インドネシア火力発電所向けボイラー案件に関する 判決内容および当社対応について

本年3月に公表しましたインドネシアタラハン火力発電所向けボイラー案件に係る米国司法省と合意した司法取引契約に関して、米国コネチカット州地区連邦地方裁判所は、米国東部時間で5月15日の判決言渡し期日において、司法取引契約の内容を承認し、当社に対し罰金88百万ドル（約91億円）の支払いを命じる判決を下しました。

当社は2002年に社長直轄の組織としてコンプライアンス委員会を設置し、丸紅グループの役員・社員が遵守すべき行動基準を定めたコンプライアンスマニュアルの制定を行い、2005年には贈収賄を防止する規程の制定及び全役員・社員による上記マニュアル遵守の宣誓（毎年実施）を行うなど、コンプライアンス体制の構築・整備を行ってきました。その後は2012年1月に、1990年代後半から2000年代前半にかけてのナイジェリアLNGプロジェクトに関して、米国司法省と起訴猶予契約を締結したことを受け、独立コンプライアンスコンサルタントを起用の上、コンプライアンス体制の見直しと更なる改善を進めてきました。そして2014年1月、米国司法省により、当社が当該契約において要求されている水準に十分に見合う反贈収賄コンプライアンス体制が構築されていることが確認されています。本件タラハン火力発電プロジェクトは、2004年に当社及びフランス企業の米国子会社のコンソーシアムが受注した案件であり、上記2012年1月の起訴猶予契約を締結する以前の事案ですが、このような事態に至ったことを真摯に受け止め、コンプライアンス体制の更なる強化を目的として、5月26日付けにて、「コンプライアンス統括部」を新設することを決定しました。今後とも引き続き、反贈収賄コンプライアンス体制を徹底し、再発防止に努めていく所存です。

当社は、本件の重大性を重く受け止め、社長の月額報酬50%を6ヶ月間、会長及び代表取締役の月額報酬30%を6ヶ月間、執行役員の月額報酬10~30%を1~3ヶ月間、それぞれ減給します。また関係した社員については、社内規程に従い厳正な処分を実施します。

以上